

労働環境整備支援

◆ふくい業務改善・賃上げ応援事業

賃上げを行いやすい環境整備のため、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行うとともに、一定以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給（10月より下線部を拡充）

(A) 補助金

〔事業内容〕 国の「業務改善助成金」に県独自の上乗せ

〔対象〕 令和6年度の業務改善助成金の交付決定を受けた事業者

〔対象経費〕 国の「業務改善助成金」の支給決定額

〔補助率等〕 1 / 5

(B) 奨励金

〔事業内容〕 事業場内最低賃金を一定水準以上に引き上げる企業に奨励金を支給

〔対象〕 業務改善助成金の申請者で最低賃金を「全国平均以上」または
「1,000円以上かつ60円幅以上」に引き上げる事業者

→ ※加算要件：「90円幅以上」引き上げ

〔支給額等〕 対象労働者1人あたり 10万円（1事業者 最大100万円）

※加算要件を満たす場合

対象労働者1人あたり 15万円（1事業者 最大150万円）

【担当：労働政策課働き方改革グループ TEL：0776-20-0389】



◆「社員ファースト企業」推進事業

働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する「社員ファースト企業」制度により、働き方改革を推進します。

①「社員ファースト企業」宣言、補助金

〔事業内容〕 ・働き方改革に向けた宣言を行う企業を募集し、県ホームページへ掲載

・宣言内容の実現に向けた取組に必要な経費を補助

〔対 象〕 県内に事業所を有する中小企業

〔対象経費〕 アドバイザーや社内研修の講師への謝礼と旅費、教材費等
テレワーク制度導入にかかる経費

〔補助率等〕 1 / 2 (上限 1 5 万円)

〔補助金受付期間〕 令和 7 年 2 月 2 8 日まで

